

令和 7 年度御坊市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

適用範囲は、市のすべての機関（以下「各機関」という。）が行う物品等の調達において適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条に規定する事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（＊）

（＊）重度障害者多数雇用事業所の要件（次の①～③を全て満たすこと）

① 障害者の雇用者数が 5 人以上

② 障害者の割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

（3）在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

4 調達目標

前年度の実績を上回ることを目標とする。

5 調達の対象物品等

市が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が提供可能なものを幅広く対象とする。

6 調達の推進方法

社会福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、各機関に提供する。各機関は、その情報に基づき障害者就労施設等から直接調達する。

7 調達実績の公表

会計年度終了後に、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を社会福祉課が取りまとめ、その概要を公表する。

8 その他

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

(2) 本方針に関する担当窓口は、社会福祉課とする。